

美郷町ゴールデンユートピアおおち及び美郷町カヌーの里おおち の指定管理候補者公募に係る意見交換型サウンディング調査実施要領

1 調査の名称

美郷町ゴールデンユートピアおおち（以下「ゴールデンユートピアおおち」という。）及び美郷町カヌーの里おおち（以下「カヌーの里おおち」という。）（2施設を以下「両施設」という。）に係る意見交換型サウンディング調査（以下「本調査」という。）

2 調査の目的等

（1）背景・目的

ゴールデンユートピアおおちは、町民等の健康・交流・生きがいを担う拠点として、カヌーの里おおちはカヌーを中心としたアウトドア・スポーツ振興拠点として整備し、町民の健康増進、青少年育成、地域間交流の中核的役割を担ってきました。両施設とも令和3年度より、石見ワイナリー株式会社が指定管理者として指定を受け、令和8年度末まで管理運営を行うこととしています。指定管理委託にあたっては、ゴールデンユートピアおおちの運営に40,000千円/年、カヌー里おおちの運営に10,000千円/年の指定管理料を支払っています。

現在、令和9年度以降の指定管理候補者の選定に向けた準備を行っており、本調査は、指定管理候補者の公募にあたり、両施設の運営に関心を持っておられる民間事業者の皆様と広く意見交換を行うとともに、公募条件等の参考にさせていただくことを目的として実施するものです。

（2）両施設の状況

○ゴールデンユートピアおおち

美郷町の中心部である粕淵地域に位置し、宿泊施設（コテージ）、テニスコート、温水プール、温浴施設、トレーニングルーム等を備える複合施設です。屋根付きのテニスコートでは町内外のテニスチームが練習に訪れ、温水プールや温浴施設には、町民はもとより宿泊者や町外利用者にも多く利用されています。また、コテージはツイン棟及びグループ棟があり、観光やビジネス利用に活用されています。

○カヌーの里おおち

中国地方最大の一級河川である江の川沿いに位置し、カヌー体験施設のほかキャンプサイトやトレーラーハウスといったアウトドア施設を備え、多くの方がキャンプやカヌー体験に訪れています。また、令和7年度には、バリ島の伝統楽器ガムラン楽器や世界のカヌーを展示するバリ文化体験交流施設を整備しました。

（3）本調査によって期待する事項等

ア 美郷町が期待する事項

- ① 指定管理候補者の公募前に民間事業者との意見交換の機会を設けることで、両施設の指定管理運営に関心のある事業者や、障壁となる可能性のある公募条件等を事前に把握することができます。

イ 民間事業者において想定される効果

- ① 現地見学や意見交換を通じ、事前に施設状態の把握や疑問点の整理などを行うことができます。
- ② 公募等の正式な応募に際し、美郷町の意図を十分に理解した提案が可能となります。

3 対象施設及び活用方針

(1) 対象施設

本調査の対象施設は、次のとおりです。

なお、詳細については別紙1の物件説明書及び別紙2の施設概要をご覧ください。

名 称	所在・地番等	備 考
■ ゴールデンユートピアおおち	島根県邑智郡美郷町粕渕57番地1	敷地面積：約30,260㎡ 建物面積：約5,384㎡ 機 能：温浴施設、温水プール、テニスコート、宿泊機能、トレーニングルーム 等
■ カヌーの里おおち	島根県邑智郡美郷町亀村54番地1	敷地面積：約26,700㎡ 建物面積：約2,399㎡ 機 能：カヌー体験、キャンプ場、展示・体験機能 等

(2) 活用方針

ゴールデンユートピアおおち及びカヌーの里おおちは、それぞれの設置条例により、その設置目的や指定管理者が行う管理及び業務が定められています。指定管理者はこれらの条例に沿って町民の健康増進や青少年健全育成に繋がる活用や管理を行っていただきながら、両施設の効用を最大限に発揮させる新たな活用についても期待します。

4 調査の参加資格

本調査に参加することができる民間事業者は、調査対象施設の活用主体となり得る法人又は法人のグループとします（個人及び個人のグループによる参加はできません。）。

なお、美郷町暴力団排除条例（平成23年美郷町条例第25号）第2条第3に規定する暴力団、暴力団員等である者又はその統制の下にある者は参加できません。

5 調査の進め方

(1) 現地見学及び意見交換

現地見学及び意見交換を希望される方は、様式1「申込書」に必要事項を記入の上、電子メールでお申し込みください。また、原則1日1事業者を予定していますが、申込者が多数の場合、現地見学を複数の事業者一括で実施し、意見交換は時間調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申込期間	令和8年5月25日（月）～6月22日（月）
実施日	令和8年6月1日（月）～6月30日（火）（土・日・祝日を除く）
申込先	美郷町企画推進課 Email : kikaku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
提出書類	（様式1）申込書、（様式2）秘密保持契約書（※必要な方のみ：下記注意事項参照）

【注意事項】

- ・意見交換の際には、必要に応じて町から経営情報にかかる資料を提供致します。その際は、様式2による秘密保持契約を締結する必要がありますので、資料提供を希望される事業者は事前に秘密保持契約書をご提出ください。
- ・意見交換の際に資料をご持参される場合は、当日5部ご持参ください。
なお、提案資料の著作権は、各提案事業者に帰属しますが、返却はいたしませんのでご了承ください。

(2) 調査結果概要の公表

本調査の結果については、その概要を美郷町ホームページ等で公表することがあります。

なお、事業者が特定できる情報（名称等）については公表しません。

6 質問等について

質問は、意見交換の1週間までにいただけると、より正確にお答えすることができます。当日にご質問をいただいたものは、内容によっては後日お答えさせていただく場合がありますのでご了承ください。質問は「9問合せ先」までお願い致します。

7 その他留意事項

(1) 意見交換参加実績

指定管理候補者の公募を実施する場合、当該調査への参加を評価の対象とすることがあります。

(2) 費用負担

本調査に要する全ての費用（資料作成費、交通費等）は、参加事業者の負担とします。

(3) 守秘義務

美郷町は、意見交換の内容を両施設の指定管理候補者の公募目的以外に使用しません。

民間事業者は、本調査を通じて得たいかなる情報も外部に漏らしてはいけません。必要に応じて6 (1) 【注意事項】のとおり、様式2による秘密保持契約を締結させていただきますのでご了承ください。

(4) 事業者のノウハウ・知的財産権の保護

意見交換等で民間事業者から提出された資料は、民間事業者のノウハウ・知的財産権に関する情報であることから、情報公開の対象としません。

(5) 追加の意見交換

意見交換実施後、公募案の検討に際し、必要に応じて追加の意見交換（文書による照会を含む。）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

(6) その他

本調査について不明な点等がありましたら、「8 問合せ先」までお問い合わせください。

8 本調査に関する問い合わせ先

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168
美郷町役場 企画推進課 担当：矢渡、漆谷
TEL：0855-75-1924 FAX：0855-75-1218
e-mail：kikaku_sec@town.shimane-misato.lg.jp